

調査の必要性	
1	被扶養者の資格確認調査を行う理由を教えてください。
2	期限までに調査的回答を実施しなかった場合はどうなりますか。
3	証明書関係の入手費用は健保に請求できますか。
扶養認定基準	
4	被扶養認定の収入基準を教えてください。
5	扶養できる範囲を教えてください。
6	収入と所得の違いを教えてください。
7	自営業の扶養認定基準を教えてください。
8	自営業の直接的経費とは何を指すのか教えてください。
9	国内居住要件の例外について教えてください。
10	夫婦共同扶養について教えてください。
11	海外に居住している父母の扶養はできますか。
12	妻(60歳未満)のパート収入が、認定基準額上限の130万円を超えていました。どうしたらよいですか。
被扶養者 資格確認調査全般	
13	<p>私(被保険者)は9月21日に退職予定ですが、システムへの登録と書類の提出は必要ですか。</p> <p>①退職後にオムロンの退職者保険(任意継続・特例退職保険)に加入される場合 「調査票」および提出書類すべて必要です。 ②退職後はオムロンの退職者保険(任意継続・特例退職保険)に加入されない場合 システムには登録せず、健康保険組合にメールにて保険証の記号・番号と「〇月〇日で退職するため回答ができない旨をご連絡ください。 メール:healthy-kenpo@omron.com</p>

14	被扶養者が海外留学中です。システムへの登録と書類の提出は必要ですか。	2020年4月1日の法改正により被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」と追加されましたが、海外に留学している学生は、例外事由に該当するため、認定のためにはすべての提出が必要です。
15	家族帯同で海外赴任中です。回答は必要ですか。	<p>&lt;被扶養者資格確認調査&gt;</p> <p>調査対象者である<b>扶養家族すべてが海外赴任に帯同されている場合は、「被扶養者資格調査は対象外」のため不要です。</b>  <b>システムは入力せずに、「扶養家族がすべて海外赴任帯同である」ことを健康保険組合にメールにて保険証の記号・番号と対象者をご連絡ください。</b>  メール:healthy-kenpo@omron.com  調査対象者が複数名の場合は、海外への帯同者は対象外ですが、<b>日本国内在住者は調査対象</b>となるため、システムへの回答が必要です。</p>
16	調査対象者は8月に就職しています。すでに「健康保険被扶養者(異動)届」で連絡済みなのに対象者メールが届きました。どうしたらよいですか。	<p>2024年7月末日時点の情報で案内しているため、以降に提出された書類は、システムには反映されません。</p> <p>&lt;調査対象者の全員を扶養から外す手続き実施済みの場合&gt;  システムには登録せずに、健康保険組合にメールにて保険証の記号・番号と対象者をご連絡ください。  メール:healthy-kenpo@omron.com</p> <p>&lt;調査対象者が複数名おり、うち1名の扶養から外す手続きを実施済みの場合&gt;  システムにログインし回答してください。その際、扶養から外す手続きが終了している方のシステムは以下のように登録してください。  ①ログイン後、調査票の【職業・収入】選択画面にて「①扶養削除(他の健康保険に加入)」を選択  ②最下部にある「上記の内容で調査票を提出する」をクリック  ③アップロード画面に遷移したら、各提出資料名の下にある「未提出で進める」のバーを右にスライドさせ、  未提出理由「就職しており、扶養から外す手続き実施済み(手続き中)」と記載する。</p>

#### 調査対象者

17	扶養している家族が表示(記載)されていません。	<p>調査対象は19歳以上74歳未満(2024年4月1日時点)です。  以下の方は調査対象外のため表示されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査年齢に達していない</li> <li>・扶養開始が2024年4月1日以降</li> <li>・マイナンバー情報に基づく健保事前収入調査にて、扶養認定条件の範囲内だった</li> </ul>
----	-------------------------	--

18	4月に就職した子供が対象者として記載されていた。どうしたらいですか。	<p><b>【iBssシステム】</b>          &lt;調査対象者の全員を扶養から外す手続き実施済みの場合&gt;          システムには登録せずに、健康保険組合にメールにて保険証の記号・番号と対象者をご連絡ください。          メール:healthy-kenpo@omron.com</p> <p>&lt;調査対象者が複数名おり、うち1名の扶養から外す手続きを実施済みの場合&gt;          システムにログインし回答してください。その際、扶養から外す手続きが終了している方のシステムは以下のように登録してください。          ①ログイン後、調査票の【職業・収入】選択画面にて「①扶養削除(他の健康保険に加入)」を選択          ②最下部にある「上記の内容で調査票を提出する」をクリック          ③アップロード画面に遷移したら、各提出資料名の下にある「未提出で進める」のバーを右にスライドさせ、          未提出理由「就職しており、扶養から外す手続き実施済み(手続き中)」と記載する。</p> <p><b>【紙帳票】</b>          「調査家族は、就職等により他の健康保険組合に加入していますか」を「はい」と回答する</p> <p>システムおよび紙帳票の対応の他に扶養を外す手続きが必要です。          手続きは、オムロン健康保険組合HPの「家族が減ったときの手続き」をご確認ください。</p>
19	確認対象の被扶養者が近々就職予定です。 調査に回答する必要はありますか。	必要です。 就職された後に、別途、扶養を外す手続きを実施してください。 手続きは、オムロン健康保険組合HPの「家族が減ったときの手続き」をご確認ください。

## システムの初回認証

1	保険者指定コードがわからない。	omron(すべて小文字半角)
2	保険証の記号と番号に間違いないのに認証がとおらない。	7月21日以降に転籍されて保険証の記号と番号が変わっておられないでしょうか。 本システムデータは7月21日での所属データを反映しております。そのためシステムへのログインには古い保険証の記号と番号が必要です。古い保険証の記号と番号がわからない方は、健康保険組合までメールでお問合せください。 メール:healthy-kenpo@omron.com
3		番号の桁数を間違っていないでしょうか。保険証に記載のとおりの番号(1桁~6桁)を入力してください。頭に「0(ゼロ)」は不要です。
4	氏名カナはどう入力すればよいかわからな い。	被保険者の名前をひらがな・カタカナ(半角・全角)のフルネームで入力してください。苗字と名前の間のスペースは有・無 どちらでも認証可能 です。また、濁点・半濁点・拗音・促音については正確には問い合わせません。 ※例)ケンポ ショウコ様の場合…「ケンホ ショウコ」「ケンホ ショウコ」「ケンポ ショウコ」どれを入力いただいても認証が可能です
5	初回認証画面に表示されているメールアドレ スを変更したい。	初回認証時は会社メールアドレスが設定されています。初回認証画面では変更ができませんので、いったんログインをしてください。 ログイン後に任意のメールアドレスに変更ができます。
6	初回認証画面に表示されているメールアドレ スが使用できないがどうすればよいですか。	表示されているメールアドレスが使用できない場合は、健康保険組合までご連絡ください。 健保にて登録されているメールアドレスを削除します。 電話番号:075-344-7190(保険証の記号と番号が必要です) 受付時間 平日10:00~16:30(昼休み除く)
7	初回認証コードが届かない。	迷惑メールフォルダに届いていないか確認してください。 携帯メールなどでドメイン指定受信などの設定をされている場合は「@ibss.jp」が受信できるように設定してください。

## システムのログイン

8	ユーザーIDとPWがわからない。	ユーザーID:ご自身が設定された任意ID PW:ご自身が設定された任意PW
9	設定したユーザーIDを忘れてしまった。	ログイン画面の「ユーザIDを忘れた方はこちら」より、IDをリセットしてください。 リセットメールは登録されているメールアドレスに届きます。届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。
10	PWを忘れてログインができない。	ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」より、パスワードをリセットしてください。 リセットメールは登録されているメールアドレスに届きます。届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。
11	PWにロックがかかってログインができない。	PWは10回間違えるとロックがかかります。ロック解除依頼を検認システムサポートセンターまでご依頼ください。 電話 0120-180-939 受付時間 平日10時~17時(12時~13時を除く) メール: omron-kenpo@ibss.jp ※問合せの際は、保険証の記号と番号をお伝えください
12	システムの使い方がわからない。どうすれば よいですか。	検認システムサポートセンターにお問合せください。 電話 0120-180-939 受付時間 平日10時~17時(12時~13時を除く) メール: omron-kenpo@ibss.jp ※問合せの際は、保険証の記号と番号をお伝えください

## 調査票の記入

1	調査票記入画面でスクロールができない。	画面の表示サイズを100%以上に設定している場合、スクロールバーが二重表示となり調査票の下部が表示されない可能性があります。表示サイズを100%以下に設定をしてください。
2	調査対象者全員を「①扶養削除(他の健保組合に加入)」で選択したのに、エラーがでて次に進まない。	調査対象者全員を扶養から外す場合は、システムへの登録は不要です。 健康保険組合にメールにて保険証の記号・番号と対象者をご連絡ください。 メール:healthy-kenpo@omron.com  別途、扶養を外す手続きを速やかにお願いします。 手続きは、オムロン健康保険組合HPの「家族が減ったときの手続き」をご確認ください。
3	調査対象者のうち一人だけを「①扶養削除(他の健保組合に加入)」にする場合は、対象者の設問は入力しなくても良いか。	システムの仕様上、一人だけ回答をしない設定はできません。扶養から外れる対象者は次のとおり回答をしてください。 ①ログイン後、調査票の【職業・収入】選択画面にて「①扶養削除(他の健康保険に加入)」を選択 ②最下部にある「上記の内容で調査票を提出する」をクリック ③アップロード画面に遷移したら、各提出資料名の下にある「未提出で進める」のバーを右にスライドさせ、 未提出理由「就職しており、扶養から外す手続き実施済み(手続き中)」と記載する。  別途、扶養をはずす手続きの実施をお願いします。 手続きは、オムロン健康保険組合HPの「家族が減ったときの手続き」をご確認ください。
4	昨年、相続の一時的な収入があったので、「所得(課税)証明書」には、扶養上限額を超えた金額が記載されている。 一時的な収入でも扶養から外す必要はありますか。	一時的に発生した所得(遺産・不動産売却収入など)は、収入とみなしません。 主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続できます。  昨年2023年に発生した場合:システムの調査票の【連絡欄】に「一時的に収入が多くなった理由」と「年月」を追記する 今年2024年に発生見込み:調査票の「その他収入」に金額を記載し、【連絡欄】に「一時的に収入が多くなった理由」と「発生年月・金額」を追記する
5	被扶養者がコロナワクチン接種業務に従事する医療職で、昨年2023年の収入が扶養認定基準上限を超えている。 扶養から外す必要がありますか。	厚労省の通知( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html</a> )により、 「2021年4月～2024年3月末までコロナワクチン接種に従事した医療職(※)の接種業務に関する給与を収入確認の際の収入として含めないこと」とされております。  対象となっている医療職の方は、コロナワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)に収入額に関した申立書を記載してもらってください。申立書に記入された額を収入から減額して、扶養認定を行います。  書類は健保HPからダウンロードしてください。 <a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fnews%2F64%2Fmoushitate.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fnews%2F64%2Fmoushitate.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a> ※対象医療職: コロナワクチン接種業務に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士
6	【職業・収入】選択画面において、単身赴任中の場合に大学生の子供は、同居の学生、下宿の学生どちらを選択すればよいですか。	会社命令で単身赴任されている方が家族と別居している場合は同居とみなしています。 したがって、お子様が別居の自宅から学校に通つていれば「学生で同居」、自宅から異なる場所に住んで学校に通つている場合は「学生で下宿」を選択してください。

7	職業欄はいつの時点なのか、また複数選択してもよいですか。 (例:自営業とパートなど)	現在の職業を選択してください。複数選択も可能です。該当するものは全て選択してください。
8	家族の収入は、いつの時点の収入を入力すればよいですか。	調査時点の年(2024年1月~12月)の収入見込額(税引き・社会保険料天引き前の金額、所得ではありません)を年収ベースで入力してください。 昨年の収入(所得証明書)と今年の収入見込額とを見比べ総合的に扶養継続可能か判断します。
9	'年収の壁・支援強化パッケージ'の特別措置により、2023年の収入が一時的に、扶養認定基準上限を超えている。 扶養から外す必要がありますか。	<p>厚労省の通知(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html</a>)により、パート・アルバイトの方が繁忙期に労働時間を伸ばすことなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が連続2回(連続2年間)のみ可能となりました。</p> <p>対象条件は以下①②のみです。</p> <p>①事業主の<b>人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動</b>により、収入超過をした方 ※フリーランスや自営業者等で、特定の事業主との雇用関係がない場合は対象外</p> <p>②<b>雇用契約上では、収入見込みが扶養基準額内</b>におさまる方 ※基本給が上がった場合など、恒常に収入基準額を超過する場合は特例措置の対象外</p> <p>詳細は当健保HP(<a href="https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/299/150_1.pdf">https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/299/150_1.pdf</a>)をご確認ください</p> <p><b>健康保険の被扶養者の収入要件範囲内(130万円未満)で働くことを勤務先が証明するための書類が必要です。</b> 必ず当健保HPからダウンロードしてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•<b>事業主の証明書</b> 一時的な繁忙による収入変動であること勤務先(会社)が証明するための書類。 <a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fapp%2F79%2F79_3.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fapp%2F79%2F79_3.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a></li> <li>•<b>雇用証明書</b> 雇用契約上では扶養基準内であることを証明するための書類。 ※直近の勤務時間・報酬額・交通費など年間の収入見込を計算できる内容が記載されているもの <a href="https://www.omron-kenpo.org/system/data/app/3/3_1.pdf">https://www.omron-kenpo.org/system/data/app/3/3_1.pdf</a></li> </ul>
10	調査画面において「別居」を選択した場合の住所は何を書けばよいですか。	住所の記載は不要です。空欄のまま次の回答に進んでください。
11	収入に障害年金・恩給・遺族年金も含まれますか。	含まれます。 収入は、受給されているすべての年金(国民年金、厚生年金、企業年金、老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、個人年金 など)が含まれます。

## 提出書類(所得証明)

12	マイナンバーを提出しているのに、収入確認ができない理由を教えてください。	社員の皆さんのが会社に提出されたマイナンバーは、会社経由で健保に1か月に1回提出されます。その後、健保は会社から受領したマイナンバーを国の中間サーバーに登録します。 そのため健保がマイナンバーにて収入確認を実施した7月前後にマイナンバーを会社に提出された場合は、タイミングにより情報が取得できいため、収入確認ができません。
13	無職のこども(19歳以上)の場合も、「所得証明書」は必要ですか。	必要です。 収入がないことを証明するための書類として「所得(非課税)証明書」を入手してください。
14	被扶養者はアルバイトをしている。何を提出すればよいですか。	「所得(課税・非課税)証明書」と「雇用証明書」を入手し、提出してください。
15	「所得証明書」の代わりに「源泉徴収票」の提出でもよいですか。	不可です。 「源泉徴収票」や「市民税・県民税特別徴収税額通知書」では、すべての収入を確認できません。 勤務先が複数あったり、事業収入がある方もいらっしゃるので、必ず「所得(課税・非課税)証明書」を提出してください。
16	住民票のある役所に「所得証明書(非課税証明書)」が発行できないと言われました。どうしたらよいですか。	2024年1月1日時点で海外に在住し、「住民票」の除籍の手続きをされていた方は、「所得証明書」が入手できません。 転入日を確認しますので、「住民票」を入手し提出してください。 ※住民票にマイナンバーの印字は不要です。個人情報保護のため、記載がある場合は黒マジックなどで塗り潰してください。
17	無職無収入ですが、役所に「所得の申告がないので、『所得証明書(非課税証明書)』が発行できない」と言われました。どうしたらよいですか。	市区町村によっては、昨年の収入申告をしないと書類を発行していただけないところがあります。収入がない方の場合は、「市民税・県民税(府民税)申告書」などの提出により、収入がないことを申告されれば証明書が発行されます。各市区町村役所により手続きは異なりますので、詳細は各市区町村役所にご確認ください。
18	提出する所得証明書を確認したら収入が扶養上限である130万円を超えていた。どうしたらよいですか。	扶養は継続できませんので、扶養から抜けていただく手続きが必要です。 速やかに扶養から外す手続きを実施してください。  調査表は最後まで回答、書類の添付も実施したうえで、システムを終了させてください。
19	被保険者と被扶養者が別居しているので、「所得証明」が発行できないと言われました。どうすればよいですか。	あまり発生しない事例ですので、健保にメールでご連絡ください。 メール:healthy-kenpo@omron.com ※問合せの際は、保険証の記号と番号をお伝えください

## 提出書類(年金関係)

20	何年度の「年金改定通知書」または「年金振込通知書の写し」を提出すればよいですか。	直近の2024年(令和6)年6月以降に発行された通知書を提出してください。
21	複数の年金を受給している。どの「通知書」を提出すればよいですか。	受給しているすべての年金(国民年金、厚生年金、企業年金、老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、個人年金など)の「年金改定通知書」または「年金振込通知書の写し」を提出してください。
22	私は父母を扶養している。最近、父が死亡したのですが、母に入る遺族年金の「振込通知書」または「年金改定通知書」がありません。どうしたらよいですか。	お住まいの最寄の年金事務所で「年金見込額照会回答票」を入手してください。 後日、「年金改定通知書」が届きしだい提出をお願いします。(障害年金も同様です)
23	年金以外の収入はありませんが、「年金改定通知書」または「年金振込通知書の写し」と「所得証明書」の両方を提出する必要がありますか。	両方必要です。 年金以外の収入額を確認するために「所得(課税・非課税)証明書」を提出してください。
24	「年金改定通知書」を紛失した。システムに金額を入力するだけよいですか。	不可です。 紛失の場合は、年金振込口座の通帳の「表紙」と「直近の振込額」がわかる頁を提出してください。 その際に、個人情報保護のため、年金振込記載欄以外は黒く塗りつぶしてください

## 提出書類(自営業・株取引など)

25	自営業です。確定申告はしていませんが、何を提出すればよいですか。	所得証明書と特別徴収税額通知書、市民税・県民税の申告書類を入手し、提出してください。 システムの調査票の該当する項目の⑥を囲したうえで、④-2を囲し、【連絡欄】に確定申告をしていない理由を記載してください。  アップロード画面では、各提出資料の下にある「未提出で進める」のバーを右にスライドさせ、 【連絡欄】に記載した未提出理由を記載のうえ、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」をクリックし、システムを終了させる。
26	株取引をしていますが、確定申告をしています。何を提出すればよいですか。	所得証明書と特別徴収税額通知書、市民税・県民税の申告書類を入手し、提出してください。 システムの調査票の該当する項目の⑦を囲したうえで、⑤-2を囲し、【連絡欄】に確定申告をしていない理由を記載してください。  アップロード画面では、各提出資料の下にある「未提出で進める」のバーを右にスライドさせ、 【連絡欄】に記載した未提出理由を記載のうえ、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」をクリックし、システムを終了させる。
27	確定申告書に収受印、電子受付日の記載がありません。どうしたらよいですか。	納税証明書と税務署に提出した最終版の確定申告書一式および青色申告書、收支内訳書を提出してください。

## 提出書類(送金証明)

28	被扶養者は学生です。学校が遠方にあるため下宿していますが、送金証明は必要ですか。	不要です。学生証(両面)または在学証明書(有効期限内のもの)のコピーを提出してください。
29	大学に通うため別居中だった息子が昨年大学を卒業しました。現在は、そのままその土地に残り、フリーターとして働いています。現在も別居中ですが、どのような証明が必要ですか。	扶養を継続するのであれば、その生活費の50%以上を被保険者が負担(送金)している必要があります。 継続した送金を証明するための書類、直近6ヶ月の送金で誰から誰へいつ、いくら支払いをされたか確認できるものを提出してください。(手渡しは不可) 例)現金書留の控え、ATMの控え、口座間送金が明記された通帳の写し  生活費を被保険者が負担していない場合は、速やかに扶養から外す手続きを実施してください。
30	私(被保険者)は、東京に単身赴任中です。配偶者と子供は京都に住んでいるので、別居となります。仕送りの送金証明書は必要ですか。	会社の命令による転勤のための単身赴任であれば、仕送りの送金証明書の提出は不要です。 自己都合であれば、仕送りの送金証明は必要です。

## 提出書類全般

31	提出書類はスキャンしてPDFにする必要がありますか。 スマートフォンで書類を撮影してはダメですか。	PDFでもスマートフォンで撮影していただいてどちらでも問題はございません。 ただしスマートフォンで撮影される場合は、書類の文字・内容がはっきり見えるように撮影してください。 内容が確認できない場合は、再提出をお願いすることがあります。
32	システムへ添付した所得証明書・住民票などの原紙は、どうしたらよいですか。	当健保の審査過程で、原紙の提出を別途お願いすることがあります。 全被保険者の審査が完了する2024年12月1日まではお手元で保管をお願いします。それ以降は保管の必要はありません。
33	書類が提出期限までにそろいません。どうしたらよいですか。	揃っている書類を先に提出してください。  システムは以下の手順で進めてください。 ①アップロード画面で各提出資料の下にある「未提出で進める」のバーを右にスライドさせる。 ②未提出で進める理由を記載する欄が表示されるので、「理由」と「提出予定日」を記入して、 ③「上記の書類を添付して、調査票を提出する」をクリックし、システムを終了させる。 ④提出予定日までに未提出の書類をアップロードして提出する。
34	アップロードの「上記の書類を添付して、調査票を提出する」後に書類の差し替えは可能ですか。	提出〆切までは、ファイルの再アップロードは可能です。 差し替えする資料の横に表示されているゴミ箱マークをクリックし、「削除」してから、再度、資料のアップロードを実施してください。
35	追加書類を添付して提出しようとしたが、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」という表示がグレーアウトして押せないので、提出ができない。	一度、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンをクリックして提出すると、再表示されません。 追加提出時には、「保存」をクリックすれば、資料は更新されています。

36	調査票の入力間違いに気が付いて直したかったが、もう修正できなかった。どうしたらよいですか。	<p>調査票画面は、アップロード画面で「上記の書類を添付して、調査票を提出する」を押すと提出済みになり、入力の修正が出来ません。          検認システムサポートセンターにお問合せください。差し戻しの処理をします。          電話 0120-180-939 受付時間 平日10時～17時(12時～13時を除く)          メール: <a href="mailto:omron-kenpo@ibss.jp">omron-kenpo@ibss.jp</a>          ※問合せの際は、保険証の記号と番号をお伝えください</p>
----	---	--

#### 特例退職・任継続続・休職者の方

37	(特例退職・任継続続・休職者の方) メールアドレスの登録は必須ですか。	<p>紙で調査票を受領された方がWEBシステムで回答をされる場合は必要です。(特例退職者・任意継続者・休職者など)          書類に不備があった場合の連絡やパスワードリセット時に利用します。</p>
38	(特例退職・任継続続・休職者の方) メールアドレスを登録したのに、登録アドレスに認証番号が送信されない。	<p>迷惑メール設定(ドメイン受信設定)をされていないでしょうか。          以下のアドレスが受信できるように設定してください。          メール: <a href="mailto:omron-kenpo@ibss.jp">omron-kenpo@ibss.jp</a>          迷惑メールフォルダに入っている場合がありますので、迷惑メールフォルダもご確認ください。</p>

#### 不備メールを受信した

39	資料を修正しているのに、何度も修正の督促と未提出の督促がくるのはなぜか。	<p>不備メール受信された方は、ステータスが「未提出」に戻っています。          したがって、調査票の内容修正、書類のアップロードをした場合は、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンを最後に必ずクリックし提出してください。「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンが表示されていない場合は、提出は完了しています。</p>
40	不備のメールの意味がわからない。	<p>検認システムサポートセンターにお問合せください。          電話 0120-180-939 受付時間 平日10時～17時(12時～13時を除く)          メール: <a href="mailto:omron-kenpo@ibss.jp">omron-kenpo@ibss.jp</a>          ※問合せの際は、保険証の記号と番号をお伝えください</p>

## コロナ関係

41	被扶養者がコロナワクチン接種業務に従事する医療職で、昨年2022年の収入が扶養認定基準上限を超えていました。扶養を抜ける必要がありますか。	<p>厚労省の通知(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html</a>)により、「2021年4月～2024年3月末までコロナワクチン接種に従事した医療職(※)の接種業務に関する給与を収入確認の際の収入として含めないこと」とされております。</p> <p>対象となっている医療職の方は、コロナワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)に収入額に關した申立書を記載してもらってください。申立書に記入された額を収入から減額して、扶養認定を行います。</p> <p>書類は健保HPからダウンロードしてください。 <a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fnews%2F64%2Fmoushitate.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fnews%2F64%2Fmoushitate.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a></p> <p>※対象医療職： コロナワクチン接種業務に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士</p>
42	被扶養者がコロナワクチン接種業務に従事する医療職で、今年2023年の収入見込額が扶養認定基準上限を超える見込です。扶養を抜ける必要がありますか。	<p>厚労省の通知(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html</a>)により、「2021年4月～2024年3月末までコロナワクチン接種に従事した医療職(※)の接種業務に関する給与を収入確認の際の収入として含めないこと」とされております。</p> <p>したがって、ワクチン接種業務による収入増の場合は、引き続き被扶養者として認定されます。</p> <p>対象となっている医療職の方は、コロナワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)に収入額に關した申立書を記載してもらってください。申立書に記入された額を収入から減額して、扶養認定を行います。</p> <p>記載された申立書は次年(2024年)の資格確認調査で提出が必要となりますので、次年まで保管をお願いいたします。</p> <p>書類は健保HPからダウンロードしてください。 <a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fnews%2F64%2Fmoushitate.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fnews%2F64%2Fmoushitate.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a></p> <p>※対象医療職： コロナワクチン接種業務に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士</p>

43	<p>「年収の壁・支援強化パッケージ」の特別措置により、2023年の収入が一時的に、扶養認定基準上限を超えている。 扶養から外す必要がありますか。</p>	<p>厚労省の通知(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html</a>)により、パート・アルバイトの方が繁忙期に労働時間を伸ばすことなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が連続2回(連続2年間)のみ可能となりました。 対象条件は以下①②のみです。</p> <p>①事業主の<b>人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動</b>により、収入超過をした方 ※フリーランスや自営業者等で、特定の事業主との雇用関係がない場合は対象外</p> <p>②<b>雇用契約上では、収入見込みが扶養基準額内</b>におさまる方 ※基本給が上がった場合など、恒常に収入基準額を超過する場合は特例措置の対象外</p> <p>詳細は当健保HP(<a href="https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/299/150_1.pdf">https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/299/150_1.pdf</a>)をご確認ください</p> <p><b>健康保険の被扶養者の収入要件範囲内(130万円未満)で働くことを勤務先が証明するための書類が必要です。</b> <b>必ず当健保HPからダウンロードしてご提出ください。</b></p> <p><b>・事業主の証明書</b> 一時的な繁忙による収入変動であること勤務先(会社)が証明するための書類。 <a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fapp%2F79%2F79_3.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fapp%2F79%2F79_3.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a></p> <p><b>・雇用証明書</b> 雇用契約上では扶養基準内であることを証明するための書類。 ※直近の勤務時間・報酬額・交通費など年間の収入見込を計算できる内容が記載されているもの <a href="https://www.omron-kenpo.org/system/data/app/3/3_1.pdf">https://www.omron-kenpo.org/system/data/app/3/3_1.pdf</a></p>
44	<p>「年収の壁・支援強化パッケージ」の特別措置により、2024年の収入が一時的に、扶養認定基準上限を超える見込です。 扶養から外す必要がありますか。</p>	<p>厚労省の通知(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html</a>)により、パート・アルバイトの方が繁忙期に労働時間を伸ばすことなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が連続2回(連続2年間)のみ可能となりました。 対象条件は以下①②のみです。</p> <p>①事業主の<b>人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動</b>により、収入超過をした方 ※フリーランスや自営業者等で、特定の事業主との雇用関係がない場合は対象外</p> <p>②<b>雇用契約上では、収入見込みが扶養基準額内</b>におさまる方 ※基本給が上がった場合など、恒常に収入基準額を超過する場合は特例措置の対象外</p> <p>詳細は当健保HP(<a href="https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/299/150_1.pdf">https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/299/150_1.pdf</a>)をご確認ください</p> <p><b>健康保険の被扶養者の収入要件範囲内(130万円未満)で働くことを勤務先が証明するための書類が必要です。</b> <b>必ず当健保HPからダウンロードしてご提出ください。</b></p> <p>なお2024年該当者の方の書類提出は、次年度(2025年)の被扶養者実態調査時となります。</p> <p><b>・事業主の証明書</b> 一時的な繁忙による収入変動であること勤務先(会社)が証明するための書類。 <a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fapp%2F79%2F79_3.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.omron-kenpo.org%2Fsystem%2Fdata%2Fapp%2F79%2F79_3.docx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a></p> <p><b>・雇用証明書</b> 雇用契約上では扶養基準内であることを証明するための書類。 ※直近の勤務時間・報酬額・交通費など年間の収入見込を計算できる内容が記載されているもの <a href="https://www.omron-kenpo.org/system/data/app/3/3_1.pdf">https://www.omron-kenpo.org/system/data/app/3/3_1.pdf</a></p>